○内閣府告示第八百十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月二十二日内閣府告示第百四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年八月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　茨城県

三　構造改革特別区域の名称　つくば・東海・日立知的特区

四　構造改革特別区域の範囲　つくば市、つくばみらい市、守谷市、土浦市及びひたちなか市並びに茨城県稲敷郡阿見町、那珂郡東海村及び東茨城郡大洗町の全域並びに日立市、那珂市及び水戸市の区域の一部（旧日立市、旧那珂町、旧水戸市）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　研究職員の勤務時間内研究成果活用兼業事業（二〇二）、外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、特定事業等に係る外国人の永住許可弾力化事業（五〇五）及び外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）

○内閣府告示第八百十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年八月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大垣市

三　構造改革特別区域の名称　水都っ子わくわく英語プラン特区

四　構造改革特別区域の範囲　大垣市の全域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　構造改革特別区域研究開発学校設置事業（八〇二）

○内閣府告示第八百十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月十二日内閣府告示第千二百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年八月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三重県

三　構造改革特別区域の名称　三重県障害児者デイサービス推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市及び伊賀市並びに三重県桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町及び川越町、多気郡大台町並びに度会郡玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の全域並びに三重県多気郡多気町の区域の一部（旧勢和村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業（九〇六）

○内閣府告示第八百二十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十八日内閣府告示第二百四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を認定したので、同法第六条第二項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年八月七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の変更を認定した日　平成十八年七月三十一日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡市

三　構造改革特別区域の名称　福岡アジアビジネス特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）

（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　外国人研究者受入れ促進事業（五〇一、五〇二及び五〇三）、特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（五〇四）、外国人情報処理技術者受入れ促進事業（五〇七）、学校設置会社による学校設置事業（八一六）、校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））、運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二八）、空地に係る要件の弾力化による大学設置事業（八二九）、インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業（八三二）、修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三一（一一四三））、修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二（一一四四））、特定埠頭運営効率化推進事業（一二〇三）及び特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業（一二〇八）